

浦安市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要項

令和3年 2月 1日

（趣旨）

第1条 この要項は、猫によるふん尿等の被害の軽減を図ることを目的に、猫よけ器（超音波の発生により、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ）を試用として貸し出すことに関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害を軽減しようとする目的をもった市民又は市内に事業所を有する事業者とする。

（貸出申請）

第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、市長に次の書類を提出して申請するものとする。

（1）猫よけ器（超音波発生装置）借用申請書

（2）市内に住所又は事業所を有することの証明書（住民票、住民基本台帳カード、運転免許証、登記事項証明書等）の原本照合後の写し

（貸出期間）

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して21日以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯又は1事業者当たり1台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の稼働に必要な電池等の費用に関しては、借受者の自己負担とする。

（借受者の責務）

第7条 借受者は、次の各号に掲げる業務を履行しなければならない。

（1）猫よけ器を管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の厳守も含む）。

- (2) 猫よけ器借用申請書に記載した設置場所以外に持ち出し使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を承認受けた目的以外に使用しないこと。
- (4) 猫よけ器を第三者に転貸しないこと。
- (5) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (6) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却し、同時に報告書を提出すること。
- (7) 貸出し期間を厳守すること。
- (8) その他市長が定める事項。

(返還)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出し期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

第9条 市は借受者が故意又は過失により猫よけ器を破損し汚損し若しくは亡失した場合は、借受者に対してその修繕等に係る費用その他の損害賠償を求めることができる。

2 前項の賠償方法及び額は、市長が決定する。

3 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとし、市は一切の責を負わない。

附 則

この要項は、令和3年 2月 1日から施行する。